ダイジェスト版

広辞苑によると横浜事件とは

太平洋戦時下の言論弾圧事件。１９４２年神奈川県特高警察がでっち上げによる共産党再建謀議の容疑で、雑誌編集者ら数十名を検挙した。過酷な取り調べにより獄死者４名を出し「中央公論」「改造」が廃刊させられた。とあります。

私の言葉で付け加えるなら、国家によるこの捏造事件は治安維持法という悪法を作った上でその法律を次々と拡大解釈していくことによって言論は愚か全ての反戦、厭戦、国への疑問すら封殺した事件です。

戦争終結と同時に、過酷な拷問と不当な拘禁から釈放された生存被害者のうち３３名は、戦後間もない１９４７年に特高２７名を告訴。そのうち特に非道であった３名を有罪にしました。しかし彼等は一日も下獄せずにおわった。

戦後４０年たった１９８５年、中曽根内閣が国家機密法案成立を目論んだことから、言論人の多くが治安維持法の再来を危惧。その危機感の共有から横浜事件被害者中９名が「横浜事件の再審裁判請求」をしました。私の母小野貞はその一人であり、事件体験者である小野康人は父である。母は夫を５０才で亡くし苦労の人生ですでに７７才になっていた。

驚くべきことに、再審請求は「証拠となる書類は裁判所が戦後直ぐに焼却しまって無いので棄却する。」というものであった。以後多くの不屈の支援に支えられながら、２４年に渡り再審請求は続けられた。２００９年の「実質無罪」を勝ち取った時、被害者自身はほぼ全員が鬼籍に入ったあとであった。

私は兄と共に母の再審請求を継いだことで、戦後６４年この国も司法も戦前と何も変わっていなかったことを目の当たりにした。再審無罪をかろうじて獲得した後、今もこの国で起きているのは、歴史の過誤に向き合うことなく戦争をも正当化しようとする政治や社会的土壌そのものです。戦争を許さないため問われているのは、私たちがそれを見抜いて出来ることを一人ひとりが実行するという強い意思です。